

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、30年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名称：北九州市立大手町練習場

所在地：小倉北区大手町11番4号（大手町ビル内）

施設内容：①施設概要 練習室11室（大1、中2、小8）、会議室3室、  
録音録画室、事務室

②事業内容 演劇、音楽その他の利用に供することにより市民文化の向上に資する。

#### (2) 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名称：公益財団法人 北九州市芸術文化振興財団

所在地：小倉北区室町一丁目1番1号（リバーウォーク北九州内）

主な業務内容：芸術文化の振興に関する事業

芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する事業

北九州市から受託した芸術文化事業

北九州市から指定管理者の指定を受けた文化施設等の管理  
運営事業

埋蔵文化財発掘調査事業など

### 2 指定の経緯

平成30年 8月20日 募集要項配布

平成30年 9月28日 募集締め切り

平成30年10月17日 指定管理者検討会の開催

平成30年11月 指定管理者候補を決定

#### (1) 応募資格

- ・法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）

- ・ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する自体が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・ 募集説明会に参加していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。）

## (2) 応募状況

説明会参加：2団体

応募件数：1団体（公益財団法人 北九州市芸術文化振興財団）

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員

- ・ [学識経験者] 秋山 憲一郎（福岡県公立文化施設協議会会長）
- ・ [利用者] 井上 美奈子（NPO法人北九州子ども劇場理事長）
- ・ [利用者] 井端 豊実（北九州吹奏楽連盟理事長）
- ・ [公認会計士] 松木 摩耶子（松木公認会計士事務所公認会計士）
- ・ [利用者] 和田 正人（北九州文化連盟専務理事）

## 5 選定基準

| 選定基準（＝審査項目）及びポイント |   |
|-------------------|---|
| 1                 | 指定管理者としての適性   |
|                   | (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針  |
|                   | ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。 |
|                   | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤   |
|                   | ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。                                |
|                   | (3) 実績や経験など   |
|                   | ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。   |
|                   | ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。                                  |
|                   | ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。   |
| 2                 | 管理運営計画の適確性  |
|                   | 【有効性】   |
|                   | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み   |
|                   | ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。                          |
|                   | ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。  |

|   |
|---|
| ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。     |
| ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。           |
| <b>(2) 利用者の満足度</b>                            |
| ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。                   |
| ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。            |
| ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。                 |
| ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。                |
| ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。         |
| <b>【効率性】</b>                                  |
| <b>(3) 指定管理料及び収入</b>                          |
| ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。            |
| ② 収入が最大限確保される提案であるか。                          |
| ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。           |
| <b>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</b>                    |
| ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。                      |
| ② 経費の配分は適切であるか。                               |
| ③ 積算根拠は明確であるか。                                |
| ④ 再委託が適切な水準で行われているか。                          |
| <b>【適正性】</b>                                  |
| <b>(5) 管理運営体制など</b>                           |
| ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。                   |
| ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。           |
| ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。    |
| ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。                    |
| ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。       |
| <b>(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</b>                 |
| ① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。            |
| ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。      |
| ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。 |
| ④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。      |
| ⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。          |

**【評価レベル】**

| 評価<br>レベル | 乗 率  | 評価レベルの考え方                             |
|-----------|------|---------------------------------------|
| 5         | 100% | 特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している） |
| 4         | 80%  | 優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）      |
| 3         | 60%  | 普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）         |
| 2         | 40%  | 多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）      |
| 1         | 20%  | 不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）       |
| 0         | 0%   | 劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）          |

## 6 審査結果

### (1) 評価レベル及び得点

| 団体名                                    | 選定基準 (=審査項目)<br>及びポイント     | 配点 | 評価レベル |    |    |    |   | 検討会<br>審査結果 | 得点 |
|--|----------------------------|----|-------|----|----|----|---|-------------|----|
|  |                            |    | 構成員   |    |    |    |   |             |    |
|  |                            |    | A     | B  | C  | D  | E |             |    |
| 公益財<br>団法人<br>北九州<br>市芸術<br>文化振<br>興財団 | 1 指定管理者としての適性              |    |       |    |    |    |   |             |    |
|  | (1) 施設の管理運営に対する<br>理念、基本方針 | 5  | 5     | 5  | 4  | 5  | 3 | 4           | 4  |
|  | (2) 安定的な人的基盤や財政<br>基盤      | 5  | 5     | 5  | 4  | 4  | 3 | 4           | 4  |
|  | (3) 実績や経験など                | 5  | 4     | 5  | 4  | 4  | 4 | 4           | 4  |
|  | 2 管理運営計画の適確性               |    |       |    |    |    |   |             |    |
|  | 【有効性】                      |    |       |    |    |    |   |             |    |
|  | (1) 施設の設置目的の達成<br>に向けた取組み  | 15 | 5     | 4  | 3  | 4  | 3 | 4           | 12 |
|  | (2) 利用者の満足度                | 10 | 5     | 4  | 3  | 4  | 3 | 4           | 8  |
|  | 【効率性】                      |    |       |    |    |    |   |             |    |
|  | (3) 指定管理料及び収入              | 30 | 3     | 4  | 3  | 4  | 3 | 3           | 18 |
|  | (4) 収支計画の妥当性及び<br>実現可能性    | 10 | 4     | 4  | 3  | 4  | 3 | 4           | 8  |
|  | 【適正性】                      |    |       |    |    |    |   |             |    |
|  | (5) 管理運営体制など               | 10 | 4     | 5  | 3  | 5  | 3 | 4           | 8  |
|  | (6) 平等利用、安全対策、危<br>機管理体制など | 10 | 4     | 5  | 4  | 5  | 3 | 4           | 8  |
| 合計                                     | 100                        | 81 | 87    | 65 | 85 | 61 | — | 74          |    |
| 地元団体に対する優遇措置 (5点)                      |                            |    |       |    |    |    |   | 79          |    |

### (2) 検討会における主な意見

- ・公益財団法人 北九州市芸術文化振興財団の示した基本理念や人的基盤を考慮すると、指定管理者としての適性は十分ある。これまでの実績にも問題点はなく、安定感がある。
- ・利用率向上のための工夫など、今後の展開について具体的な提案が無いが、全体の提案内容はおおむね良い。
- ・施設の特性から、北九州芸術劇場及び響ホールとの一体的な運営が効果的であり、そのため公益財団法人 北九州市芸術文化振興財団が適している。
- ・今後、新しい取り組みや、平成31年度からの利用時間区分の変更によって生じる空き時間の稼働率向上に取り組んで欲しい。
- ・利用者が気持ちよく施設を使えるよう、もう少し柔軟な対応を望む。
- ・予約方法等については、今のやり方がベストなのかどうか検証してほしい。

### (3) 検討会における検討結果

- ・指定管理者としては、「指定管理者としての適性」（施設の管理運営に対する理念・基本方針、安定的な人的基盤や財政基盤、実績や経験など）が安定しており、また、これまでの管理運営の実績も評価できることから、公益財団

法人 北九州市芸術文化振興財団が指定管理者として相応しいと判断する。  
なお、平成31年度からの利用時間区分の変更によって生じる空き時間の稼働率向上など新しい取り組みを検討すること、利用者への柔軟な対応、予約方法等の検証も含め、さらに利用しやすい施設となるよう工夫することとの所見を付する。

検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、公益財団法人 北九州市芸術文化振興財団を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・安定的な管理運営を行って行く人的基盤、財政基盤を有している。
- ・平成7年度以降は大手町練習場の管理運営を受託した実績と、続く平成21年度以降は大手町練習場の指定管理実績を有していることから、平成31年度からの使用料や利用区分改定にもスムーズに対応し、今後も円滑な管理運営ができると期待できる。

## 8 提案額

平成31年度：21,395千円  
平成32年度：21,395千円  
平成33年度：21,395千円  
平成34年度：21,395千円  
平成35年度：21,395千円